

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 電気工事  
(2) 件 名 冠水センサー設置工事  
(3) 場 所 越谷市内  
(4) 履 行 期 間 令和5年10月11日から令和5年12月25日まで  
(5) 契 約 金 額 3,509,000 円(税込み)  
(6) 受 注 者 東電タウンプランニング株式会社  
(7) 受注者住所 東京都港区海岸1-11-1  
(8) 概 要 冠水センサー設置 11基

- (9) 理 由
- 本工事は冠水センサーを設置するものです。当初、ポラード（車止め、歩道への進入を防止したりする等の目的で設置される地面から突き出した杭）を利用した冠水センサーを計画していましたが、設置位置の検討や設置コストもかかることが課題となっていました。
- 再度検討した結果、下記推薦業者の冠水センサーであれば、東京電力パワーグリッド株式会社が設置した電柱を利用し冠水センサーを設置することにより、工期の短縮、コストの削減が期待できることがわかりました。また、本工事にあたっての電柱の使用に際し、東京電力パワーグリッド株式会社の許可が必要となります。下記推薦業者は、東京電力パワーグリッド株式会社のグループ会社として電柱の巡視・点検管理を行っており、電柱の使用許可申請等の手続き対応も迅速に行うことが可能です。
- このため、本工事の契約の相手方として下記推薦業者が適任であると認められるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により、随意契約とするものです。

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 電気工事  
(2) 件 名 道路照明灯更新工事（市道1060号線外1路線）  
(3) 場 所 越谷市大字船渡地内外  
(4) 履 行 期 間 令和5年10月18日から令和6年3月15日まで  
(5) 契 約 金 額 9,779,000 円(税込み)  
(6) 受 注 者 トバセ電気工事株式会社  
(7) 受注者住所 埼玉県越谷市砂原180-1  
(8) 概 要 道路照明灯撤去 8基  
道路照明灯柱更新 7基  
電柱共架 1基  
(9) 理 由 本案件は、一般競争入札にて再度入札を実施しましたが、入札に付し落札者がなかったため不調となったものです。  
そのため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号（競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。）の規定により随意契約にて執行いたします。  
なお、市内業者6者のうち、受注意欲があることを確認できた業者5者による見積合わせとするものです。

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 種別    | 電気工事  |
| (2) 件名    | 北部市民会館非常放送設備更新工事  |
| (3) 場所    | 越谷市大字恩間181番地1   |
| (4) 履行期間  | 令和5年10月19日から令和6年3月22日まで   |
| (5) 契約金額  | 5,111,700円(税込み)   |
| (6) 受注者   | 三宝電業株式会社  |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県越谷市蒲生西町2-2-17-1  |
| (8) 概要    | 事務室内にある非常放送設備の更新を行う。  |
| (9) 理由    | 本案件は、一般競争入札にて再度入札を実施しましたが、入札に付し落札者がなかったため不調となったものです。<br>そのため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号（競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。）の規定により随意契約にて執行いたします。<br>なお、応札のあった業者及び市内業者から受注意欲があることを確認できた業者6者による見積合わせとするものです。 |

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 建設コンサルタント（登録有）  
(2) 件 名 越谷市立小中一貫校整備PFI事業モニタリング業務委託
- (3) 場 所 越谷市蒲生旭町1番75号外
- (4) 履 行 期 間 令和5年10月2日から令和10年3月31日まで  
(5) 契 約 金 額 109,340,000 円(税込み)  
(6) 受 注 者 株式会社建設技術研究所  
関東事務所
- (7) 受注者住所 埼玉県さいたま市浦和区上木崎1-14-6
- (8) 概 要 <委託の概要>  
本業務は、越谷市立小中一貫校整備PFI事業について、事業者が実施する設計、建設・工事監理、維持管理等に関する業務に対し、事業契約に定められた内容に基づき、適切に実施されることを確認するためのもので、PFI事業に関する第三者の高度な技術知識及び経験等によらなければ目的の達成が困難な業務であるため、委託するものです。
- (9) 理 由 <特命理由>  
本業務は、契約直後に履行が始まるため、越谷市立小中一貫校整備PFI事業に関する知識を有した上で、更に、PFI事業に関する法務、財務等の幅広い知識と経験が必要となるなど、短期間で事業内容を把握した上で対応することが求められる。  
このため、当該基本計画策定支援等業務及びアドバイザー業務を通じて蓄積されてきた本事業に関する知見がなければ、本業務を実現できないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、当該基本計画策定支援等業務及びアドバイザー業務を受注し、業務内容に精通した株式会社建設技術研究所関東事務所と特命随意契約を締結するものです。

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 建築コンサルタント（登録有）  
(2) 件 名 越谷市立千間台小学校屋内運動場空調設備設置工事監理業務委託
- (3) 場 所 越谷市千間台西五丁目4番地
- (4) 履 行 期 間 令和5年10月2日から令和6年3月25日まで  
(5) 契 約 金 額 2,420,000 円(税込み)  
(6) 受 注 者 越谷建築設計監理事業協同組合
- (7) 受注者住所 埼玉県越谷市東越谷2-15-57
- (8) 概 要 委託の概要：  
・越谷市立千間台小学校屋内運動場空調設備設置工事の監理業務を委託する。  
委託の理由：  
本業務は、専門家の高度な知識及び技術等を必要とし、業務の効率的、効果的処理が図られると認められる業務であるため。
- (9) 理 由 本業務は、「越谷市立千間台小学校屋内運動場空調設備設置工事」の工事監理を委託するものであり、施工方法や工程管理等について専門的知識及び高度な技術等が求められます。  
本工事は、屋内運動場に空調設備を設置することに伴う大規模な改修工事であり、学校の運営状況や利用者等に配慮した実施設計を行いました。それらを熟知しており、設計図書と現場との相違・問題点等に迅速かつ正確に対応可能な業者と契約する必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、これらの条件に該当し実施設計を行った「越谷建築設計監理事業協同組合」を特命とするものです。

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 建築コンサルタント（登録有）  
(2) 件 名 越谷市立平方小学校屋内運動場空調設備設置工事監理業務委託
- (3) 場 所 越谷市大字平方2，784番地
- (4) 履 行 期 間 令和5年10月2日から令和6年3月25日まで  
(5) 契 約 金 額 2,420,000 円(税込み)  
(6) 受 注 者 越谷建築設計監理事業協同組合
- (7) 受注者住所 埼玉県越谷市東越谷2-15-57
- (8) 概 要 委託の概要：  
・越谷市立平方小学校屋内運動場空調設備設置工事の監理業務を委託する。  
委託の理由：  
本業務は、専門家の高度な知識及び技術等を必要とし、業務の効率的、効果的処理が図られると認められる業務であるため。
- (9) 理 由 本業務は、「越谷市立平方小学校屋内運動場空調設備設置工事」の工事監理を委託するものであり、施工方法や工程管理等について専門的知識及び高度な技術等が求められます。  
本工事は、屋内運動場に空調設備を設置することに伴う大規模な改修工事であり、学校の運営状況や利用者等に配慮した実施設計を行いました。それらを熟知しており、設計図書と現場との相違・問題点等に迅速かつ正確に対応可能な業者と契約する必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、これらの条件に該当し実施設計を行った「越谷建築設計監理事業協同組合」を特命とするものです。

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 建築コンサルタント（登録有）  
(2) 件 名 越谷市立宮本小学校屋内運動場空調設備設置工事監理業務委託
- (3) 場 所 越谷市宮本町五丁目85番地
- (4) 履 行 期 間 令和5年10月2日から令和6年3月25日まで  
(5) 契 約 金 額 2,420,000 円(税込み)  
(6) 受 注 者 越谷建築設計監理事業協同組合
- (7) 受注者住所 埼玉県越谷市東越谷2-15-57
- (8) 概 要 委託の概要：  
・越谷市立宮本小学校屋内運動場空調設備設置工事の監理業務を委託する。  
委託の理由：  
本業務は、専門家の高度な知識及び技術等を必要とし、業務の効率的、効果的処理が図られると認められる業務であるため。
- (9) 理 由 本業務は、「越谷市立宮本小学校屋内運動場空調設備設置工事」の工事監理を委託するものであり、施工方法や工程管理等について専門的知識及び高度な技術等が求められます。  
本工事は、屋内運動場に空調設備を設置することに伴う大規模な改修工事であり、学校の運営状況や利用者等に配慮した実施設計を行いました。それらを熟知しており、設計図書と現場との相違・問題点等に迅速かつ正確に対応可能な業者と契約する必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、これらの条件に該当し実施設計を行った「越谷建築設計監理事業協同組合」を特命とするものです。

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 建築コンサルタント（登録有）  
(2) 件 名 越谷市立出羽小学校屋内運動場空調設備設置工事監理業務委託
- (3) 場 所 越谷市谷中町二丁目69番地
- (4) 履 行 期 間 令和5年10月2日から令和6年3月25日まで  
(5) 契 約 金 額 2,420,000 円(税込み)  
(6) 受 注 者 越谷建築設計監理事業協同組合
- (7) 受注者住所 埼玉県越谷市東越谷2-15-57
- (8) 概 要 委託の概要：  
・越谷市立出羽小学校屋内運動場空調設備設置工事の監理業務を委託する。  
委託の理由：  
本業務は、専門家の高度な知識及び技術等を必要とし、業務の効率的、効果的処理が図られると認められる業務であるため。
- (9) 理 由 本業務は、「越谷市立出羽小学校屋内運動場空調設備設置工事」の工事監理を委託するものであり、施工方法や工程管理等について専門的知識及び高度な技術等が求められます。  
本工事は、屋内運動場に空調設備を設置することに伴う大規模な改修工事であり、学校の運営状況や利用者等に配慮した実施設計を行いました。それらを熟知しており、設計図書と現場との相違・問題点等に迅速かつ正確に対応可能な業者と契約する必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、これらの条件に該当し実施設計を行った「越谷建築設計監理事業協同組合」を特命とするものです。



## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 建築コンサルタント（登録有）  
(2) 件 名 越谷市立大沢北小学校屋内運動場空調設備設置工事監理業務委託
- (3) 場 所 越谷市大字大林580番地
- (4) 履 行 期 間 令和5年10月10日から令和6年3月25日まで  
(5) 契 約 金 額 2,420,000 円(税込み)  
(6) 受 注 者 越谷建築設計監理事業協同組合
- (7) 受注者住所 埼玉県越谷市東越谷2-15-57
- (8) 概 要 委託の概要：  
・越谷市立大沢北小学校屋内運動場空調設備設置工事の監理業務を委託する。  
委託の理由：  
本業務は、専門家の高度な知識及び技術等を必要とし、業務の効率的、効果的処理が図られると認められる業務であるため。
- (9) 理 由 本業務は、「越谷市立大沢北小学校屋内運動場空調設備設置工事」の工事監理を委託するものであり、施工方法や工程管理等について専門的知識及び高度な技術等が求められます。  
本工事は、屋内運動場に空調設備を設置することに伴う大規模な改修工事であり、学校の運営状況や利用者等に配慮した実施設計を行いました。それらを熟知しており、設計図書と現場との相違・問題点等に迅速かつ正確に対応可能な業者と契約する必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、これらの条件に該当し実施設計を行った「越谷建築設計監理事業協同組合」を特命とするものです。

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 建築コンサルタント（登録有）  
(2) 件 名 越谷市立花田小学校屋内運動場空調設備設置工事監理業務委託
- (3) 場 所 越谷市花田四丁目14番地1
- (4) 履 行 期 間 令和5年10月10日から令和6年3月25日まで  
(5) 契 約 金 額 2,420,000 円(税込み)  
(6) 受 注 者 越谷建築設計監理事業協同組合
- (7) 受注者住所 埼玉県越谷市東越谷2-15-57
- (8) 概 要 委託の概要：  
・越谷市立花田小学校屋内運動場空調設備設置工事の監理業務を委託する。  
委託の理由：  
本業務は、専門家の高度な知識及び技術等を必要とし、業務の効率的、効果的処理が図られると認められる業務であるため。
- (9) 理 由 本業務は、「越谷市立花田小学校屋内運動場空調設備設置工事」の工事監理を委託するものであり、施工方法や工程管理等について専門的知識及び高度な技術等が求められます。  
本工事は、屋内運動場に空調設備を設置することに伴う大規模な改修工事であり、学校の運営状況や利用者等に配慮した実施設計を行いました。それらを熟知しており、設計図書と現場との相違・問題点等に迅速かつ正確に対応可能な業者と契約する必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、これらの条件に該当し実施設計を行った「越谷建築設計監理事業協同組合」を特命とするものです。

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 建築コンサルタント（登録有）  
(2) 件 名 越谷市立大袋北小学校屋内運動場空調設備設置工事監理業務委託
- (3) 場 所 越谷市大字袋山515番地
- (4) 履 行 期 間 令和5年10月10日から令和6年3月25日まで  
(5) 契 約 金 額 2,420,000 円(税込み)  
(6) 受 注 者 越谷建築設計監理事業協同組合
- (7) 受注者住所 埼玉県越谷市東越谷2-15-57
- (8) 概 要 委託の概要：  
・越谷市立大袋北小学校屋内運動場空調設備設置工事の監理業務を委託する。  
委託の理由：  
本業務は、専門家の高度な知識及び技術等を必要とし、業務の効率的、効果的処理が図られると認められる業務であるため。
- (9) 理 由 本業務は、「越谷市立大袋北小学校屋内運動場空調設備設置工事」の工事監理を委託するものであり、施工方法や工程管理等について専門的知識及び高度な技術等が求められます。  
本工事は、屋内運動場に空調設備を設置することに伴う大規模な改修工事であり、学校の運営状況や利用者等に配慮した実施設計を行いました。それらを熟知しており、設計図書と現場との相違・問題点等に迅速かつ正確に対応可能な業者と契約する必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、これらの条件に該当し実施設計を行った「越谷建築設計監理事業協同組合」を特命とするものです。

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 建築コンサルタント（登録有）  
(2) 件 名 越谷市立大間野小学校屋内運動場空調設備設置工事監理業務委託
- (3) 場 所 越谷市大間野町二丁目115番地
- (4) 履 行 期 間 令和5年10月17日から令和6年3月25日まで  
(5) 契 約 金 額 2,420,000 円(税込み)  
(6) 受 注 者 越谷建築設計監理事業協同組合
- (7) 受注者住所 埼玉県越谷市東越谷2-15-57
- (8) 概 要 委託の概要：  
・越谷市立大間野小学校屋内運動場空調設備設置工事の監理業務を委託する。  
委託の理由：  
本業務は、専門家の高度な知識及び技術等を必要とし、業務の効率的、効果的処理が図られると認められる業務であるため。
- (9) 理 由 本業務は、「越谷市立大間野小学校屋内運動場空調設備設置工事」の工事監理を委託するものであり、施工方法や工程管理等について専門的知識及び高度な技術等が求められます。  
本工事は、屋内運動場に空調設備を設置することに伴う大規模な改修工事であり、学校の運営状況や利用者等に配慮した実施設計を行いました。それらを熟知しており、設計図書と現場との相違・問題点等に迅速かつ正確に対応可能な業者と契約する必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、これらの条件に該当し実施設計を行った「越谷建築設計監理事業協同組合」を特命とするものです。